(別紙)支援対象経費詳細

経費	内訳	内容
交通費		交通費は、対象者の居住地を起点として、本事業に係る取材・視察等に関して訪問する際に要する 合理的かつ経済的な経路及び方法による実費を対象とする。
	鉄道	鉄道の利用に係る普通旅客運賃、特急料金、急行料金及び座席指定料金及びグリーン料金を対象とする。 ただし、グランクラスその他これに類する上位の座席の利用に係る追加料金は対象外とする。
	航空	航空機の利用に係る運賃及び旅客施設使用料。 ただし、ファーストクラスその他これに類する上位の座席の利用に係る追加料金は対象外とする。
	船舶	旅客賃及びフェリーの利用に係る乗船運賃及び1等客室その他これに類する上位の客室の利用に係る料金を対象とする。 ただし、特等室、スイートルームその他これらに類する特別な客室の利用に係る追加料金は対象外とする。
	バス	路線バス、高速バスその他のバスの利用に係る乗車運賃及び上位クラスの座席の利用に係る料金を対象とする。 ただし、個室その他これに類する特別な設備の利用に係る追加料金を対象外とする。
	タクシー	大津市内における本事業の実施に必要な移動に係るタクシーの利用料金を対象とする。 ただし、公共交通機関による移動が困難な場合その他タクシーの利用が必要と認められる場合に限る。
	レンタカー	大津市内における本事業の実施に必要な移動に係るレンタカーの借上料を対象とする。 ただし、公共交通機関による移動が困難な場合その他レンタカーの利用が必要と認められる場合に限る。
	燃料費	レンタカー利用時の燃料費を対象とする。
	有料道路通行料	レンタカー利用時に有料道路を使用した場合に要する通行料金を対象とする。
	駐車料金	レンタカー利用時の駐車料金を対象とする。
宿泊費		本事業の実施に直接必要な宿泊に係る実費を対象とする。 （1人1泊あたり21,200円(税込)、宿泊日数は2泊3日を上限とする。 食事付きの宿泊プランについては、食事代を含む宿泊料金が上限額以内である場合に限り、対象とする。） ただし、支援対象者の居住地が大津市内である場合は、当該支援対象者に係る宿泊費を対象外とする。
施設利用料		施設利用料は、本事業に係る取材、視察、資料収集その他創作活動に必要な施設の入場料、 観覧料及び公演等の鑑賞料の実費を対象とする。 ただし、本事業との関連性が認められないもの及び娯楽を主たる目的とするものは対象外とする。
飲食費		飲食費は、文学のまち大津実行委員会が本事業に係る取材・視察等の一環として、事前に取材先等を紹介する際に認めた飲食店において食事をするために要する経費を対象とし、1人1食あたり10,000円(税込)を上限とする。 なお、酒類については基本的には対象外とするが、取材に必要な場合、協議の上、決定する。